

改正

令和 2 年 3 月31日条例第15号

福島市保健所条例

(設置)

第 1 条 地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、保健所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
福島市保健所	福島市森合町10番 1 号	市内全域

(職員の配置)

第 2 条の 2 保健所に、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の 3 第 1 項の規定により動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(手数料)

第 3 条 保健所において行う受託検査その他の業務について、別表に定める手数料を徴収する。ただし、受託検査のうち特別の費用を要し別表により難しいもの又は同表に定めがないものについては、その実費を基準として市長が別に定める額とする。

2 手数料は、これを前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長は、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第 8 条第 1 項ただし書に定める場合のほか、特別の事情があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(保健所運営協議会の設置及び組織)

第 4 条 法第11条の規定に基づき、保健所に福島市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議等)

第 5 条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 条 協議会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第 7 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部改正（略）

附 則（令和2年3月31日条例第15号）

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分				単位	金額	備考
1 細菌学的、臨床病理学的検査				1 件	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の10分の8に相当する額（その額に10円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）	
2 食品等の試験	定性	比較的簡易なもの	(1) 大腸菌等	1 項目	3,000円	
			(2) サルモネラ菌等	1 項目	7,350円	
			(3) シアン化合物等の指定成分	1 成分	4,330円	
3 公衆浴場及びプール水の検査	維持管理基準検査		(1) 公衆浴場の浴槽水	1 件	3,340円	細菌学的検査を除く。 細菌学的検査を除く。 細菌学的検査を除く。
			(2) 公衆浴場の浴槽水以外	1 件	5,430円	
			(3) プール水等	1 件	4,390円	
	細菌学的検査		(1) 大腸菌群等	1 件	3,000円	
			(2) 一般細菌	1 件	2,130円	
			(3) レジオネラ属菌等	1 件	12,050円	
4 検査の結果を証明する書類				1 通	1,180円	最初の1通は、無料とする。